

徹底批判

「共謀罪」

犯罪の実行がないのに、相談・合意しただけで処罰する「共謀罪」法案。それを菅義偉官房長官は「テロなどの準備行為があつて初めて罰する法案であり、従

「準備行為」とは、テロ行為に直結しない非常に幅広い、何らかの準備行為を指しており、「共謀罪」の成立範囲を限定するものではありません。

ごまかしを含む

ここには重大なごまかしが含まれています。

昨年9月に出た「共謀罪」法案の政府資料では、「準備行為」について「犯罪実行のための資金又は物品の取得その他の当該犯罪の実行の準備行為」とされています。

犯罪の準備行為を処罰する例としては、予備罪があります。殺人や強盗、放火など重大犯罪について、処罰の必要性が高いことから、犯罪の実行以前の準備行為を例外的に処罰するものです。ただ、これらの予備罪は、準備であれば何でも処罰するものではありません。

殺人であれば、包丁などの凶器を用意したり、対象者を尾行したりするなど、

限定できない「準備行為」 恣意的判断で拡大



共謀罪の国会提出を許さないと開かれた集会
11月20日、参院議員会館

「犯罪の実行に実質的に役立つ行為」がなされた段階に至ることが必要だとされています。通貨偽造の予備行為を特別の犯罪類型とした通貨偽造準備罪では、印刷機やインクなどの原料を用意して初めて処罰されます。

危険性必要なし

これに対して、「共謀罪」法案における「準備行為」は

「資金又は物品の取得その他の当該犯罪の実行の準備行為」とされているだけで、犯罪の相談・合意に基づいて何らかの準備がなされたら処罰するもの。政府資料でも「予備罪のようにそれ自体が一定の危険性を備えている必要性はなく」と明記されています。

例えば、殺人の「共謀罪」では、相談・合意に基づきATM（現金自動預払機）でお金をおろせば成立することになります。しかし、お金をおろす行為は、コンビニでおにぎりを買うためかもしれません、その行為自体に「殺人の実行に実質的に役立つ」性質は全くありません。

警察介入の恐れ

しかも「準備行為」は「資金」の調達にとどまらず

「その他当該犯罪の実行の準備行為」とされているため、何が「準備行為」であるかを判断するのは、結局、捜査機関であり、その恣意（しい）的判断でどんどん拡大する恐れがあります。菅長官は「テロなどの準備行為」と述べ、テロとかわりの深い行為だけを処罰するかのようになっていますが、ごまかしといわれても仕方ありません。

こんな「準備行為」を「共謀」に付け加えたからといって、処罰範囲を限定することにならないことは明らかです。むしろ、非常に広範な外形的行為を処罰の口実とすることで、警察の介入をたやすくする恐れがあります。

(中相頁1)